

# スポーツ仲裁における代理人活動



第一東京弁護士会会員

八木由里  
Yagi, Yumi

- 一 はじめに
- 二 代理人の指定
- 三 申立
- 四 仲裁合意
- 五 仲裁人の指名
- 六 主張立証活動
- 七 審問
- 八 仲裁判断
- 九 上訴手続
- 一〇 その他感想、弁護活動における注意点等
- 一一 おわりに

## 一 はじめに

二〇〇四年六月、アテネオリンピック馬術障害飛越競技日本代表選出において、日本代表として選出されなかった選手と日本馬術連盟との間で代表選出に関する紛争が起こり、日本スポーツ仲裁機構（J S A A）にスポーツ仲裁の申立がなされた。その際、日本馬術連盟の代理人弁護士として活動した経験をもとに、スポーツ仲裁手続における当事者代理人活動を振り返ってみようと思う。

## 二 代理人の指定

仲裁手続において、当事者は代理人、保佐人を指定することができる（スポーツ仲裁規則第七条）。同規則では通常の裁判と異なり、代理人、保佐人となる者の資格制限などは規定されていない。しかし、実際にはこれまで仲裁判断がなされた事案で代理人がっていた事案ではすべての代理人が弁護士である。後述するように、仲裁手続は民事裁判手続と類似していることから、やはり、弁護士としての裁判実務経験は仲裁手続に際して大いに役立つといえる。

## 三 申立

スポーツ仲裁規則第二条によれば、スポーツ仲裁手続は「スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関がした決定（競技中になされる審判の決定は除く。）について、競技者等が申立人として競技団体を被申立人としてする」申立を想定している。その典型例は、馬術事案のようなオリンピック日本代表選手選出に関する紛争や国内競技会でのドーピング違反に対する制裁処分への不服申立などである。

このような事案は、多くの場合、通常の民事裁判で争うには慰

謝料請求のような形で争う以外にない。しかし、選手にとっては競技団体の決定自体が覆らないのであれば、申立の意味はない場合が多い。そこで、法律上の争訟でなくてもスポーツをめぐる競技団体と競技者との間のさまざまな争いを解決する手段としてスポーツ仲裁裁判所（CAS）と日本スポーツ仲裁機構（JSA）の活用が考えられる。CASは二〇〇〇年シドニーオリンピック競技女子日本代表の選考に関して仲裁判断を行い、日本でも注目された。しかし、CASはスイスのローザンヌにあり、CASの手続は英語またはフランス語で行われることになるため、法的手続以外でも当事者の負担は大きい。それに対して、シドニーオリンピック後に設立されたJSAは日本国内の競技団体と選手間の紛争解決を図ることを目的として設立されており、所在地は東京であることから、言語の問題や地理的な問題がなく、当事者にとって利用しやすいといえる。

いざ、申立を決めた場合には、代々木競技場内のJSA事務局へ申立書を提出しに行くこととなるが、JSAの事務局は平日の午後二時から午後五時までが業務時間であるので（平成一八年一月現在）JSAの事務局が不在でないかどうかあらかじめ確認して申立を行ったほうが良いと思われる。

なお、申立費用は一律五万円である。また、JSAの仲裁手続中に提出する書面は仲裁人の数と相手方の数に一を加えた部数を提出する必要がある。

## 四 仲裁合意

仲裁手続は申立人が申し立てたことをもって直ちに始まるわけではない。当該紛争をJ S A Aの手続において解決するという両者の合意（仲裁合意）があつて初めて仲裁手続が始まることとなる。被申立人が必ず仲裁手続に参加することが強制されない点は通常の裁判手続とは異なる点である。ただし、被申立人である競技団体の規則中に選手からの不服申立は日本スポーツ仲裁機構において解決する旨の規定（仲裁条項）がある場合には、申立人による仲裁申立の時点で仲裁合意があつたものとみなされる。J S A Aホームページによると二〇〇六年六月一五日現在仲裁条項を採択している団体は四一団体ある。

## 五 仲裁人の指名

選手からの仲裁申立が行われると、原則三名の仲裁パネルが選定される。申立人、被申立人がそれぞれ一名ずつ仲裁人を指名し、両当事者によって選定された二名の仲裁人がもう一名の仲裁人を選定することとなる。

仲裁人候補者はJ S A Aホームページ上において常に公開されている。

なお、仲裁手続中に仲裁人と当事者は直接連絡を取り合うことは原則として禁じられているため注意を要する。

## 六 主張立証活動

馬術の事案においては、アテネオリンピックへの出場に合うように決定を出してもらふ必要があつたため、非常に限られた時間の中の主張立証活動を余儀なくされた。馬術に限らず、代表選考が覆つたとしても日程的に代表として派遣されることが不可能であれば、仲裁手続を活用する意味はなく、J S A Aはその点については最大限の配慮をしてくれるはずであるし、当事者双方も仲裁手続によって紛争を解決する旨の合意をした以上は迅速な手続進行へできる限り協力すべきである。

馬術の事案においては、申立から審問までは一六日間、審問から仲裁判断まではわずか六日という短期間で判断を下していた。通常の裁判手続では到底考えられないことである。

そして、申立から審問までの一六日間に申立人は八通の主張書面および四六の証拠を、被申立人は四通の主張書面および三三の証拠を提出している。当事者代理人としての依頼を受任するか否かを決する際には、仲裁手続中に予想されるこのような過酷な日程をこなせるかどうかを十分見極める必要がある。

なお、主張書面の表題は「申立書」以外は「答弁書」「準備書

面」「証拠説明書」「求釈明」など、民事訴訟の書面と同じ表題をつけてなされている。また、証拠についても、申立人が甲号証、被申立人が乙号証で番号を付して提出されており、民事裁判と類似している。

立証の内容については、通常の民事訴訟と同じく自らの主張を裏付ける証拠を提出することはもちろんであるが、一般にあまり知られていない競技や、ルールが複雑な競技では競技規程集の必要部分の写しを提出するなどして、その競技がどのようなものかを仲裁人に理解してもらうことも必要になるであろう。

また、証拠として国際競技会の結果等を提出する場合、外国語書証には訳を付すことが望ましい。時間的制約からしてすべての文に訳文を付すことができないとしても、重要部分については訳文を付すべきであろう。

## 七 審問

審問は、仲裁手続中、唯一、当事者および仲裁人が一堂に会する機会である。仲裁規則によれば、審問は原則一日で終わらせることとなっている。二日以上にわたる場合であっても、できる限り連続する日に行われることとなっている。したがって、当事者の主張活動は原則として審問までに終えている必要がある。ただ、審問の内容を踏まえて、審問後に最終準備書面を提出することは

認められている。

## 八 仲裁判断

過去の仲裁判断についてはJ S A Aのホームページで全文が公開されている。

スポーツ仲裁においてはJ S A Aが国内スポーツ連盟の決定を取り消すことができる場合として、四つの基準が確立している。

(1) 国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合

(2) 規則には違反していないが、著しく合理性を欠く場合

(3) 決定に至る手続に瑕疵がある場合

(4) 国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反もしくは著しく合理性を欠く場合

という四つの基準である。

馬術の事案では日本馬術連盟の代表選考手続が四つの基準のいずれにも当てはまるとはいえないとして代表選考決定の取消を求めた申立人の主張は認められなかった。しかし、選考基準の一部が公開されていなかったなど選考手続に不適切な点があったとして仲裁申立費用五万円および申立人の弁護士費用の一部として五〇万円の計五十五万円について被申立人に支払が命じられた。

なお、この四つの基準から明らかのように、仲裁判断は選考過

程の手続のみに着目してなされる。したがって、たとえば、実力が国内一番の陸上短距離選手が選考競技会で転倒して代表選考から外れたというような場合、手続上に何ら問題がない以上、スポーツ仲裁で選考結果が覆ることはない。

逆に、選考手続に規則違反や著しい合理性の欠如が認められるが、結果的に実力順で上から四名の選手が選考されている場合はどうなるか。たとえば、代表選手の最終決定には理事会の承認を必要とするとの規定があるにもかかわらず、理事会の承認をしない場合などが考えられる。この場合、基準(1)、(3)に当てはまり、J S A Aは、スポーツ連盟の代表決定を取り消すことになるが、仲裁決定本文では「スポーツ連盟の代表決定を取り消す。」とすることとなり、「申立人を代表選手として選出せよ。」との文言は本文には入れないのではないか。そして、スポーツ連盟は仲裁決定を受けて最初の代表決定を取り消した上で、理事会を開催し結果的には再度同じ選手を選出することになると思われる。しかし、たとえば、三回の選考競技会の結果で代表選手を決定すると規定されていたにもかかわらず、選考競技会が二回しか行われておらず、手続上の瑕疵を理由に代表選考が取り消されたような場合、仲裁決定後に選考競技会を開催することは日程的に不可能であることが予想されるから、そのような場合にスポーツ連盟がどのような対応を取るべきかなど、今後検討されるべき課題もある。

## 九 上訴手続

J S A Aの仲裁判断は最終的なものであり(ただし、一部のドーピング事案を除く)、当事者双方を拘束する。仲裁判断には、判決のような強制力はないが仲裁手続に対する世間の関心は高く、競技団体の決定が仲裁判断によって覆された場合には、競技団体は事実上その決定に従わざるを得ない。そもそも、仲裁判断に従うつもりのない競技団体は仲裁合意をなさないであろう。

### 一〇 その他感想、弁護活動における注意点等

#### 1 争点の明確化と審理の効率化

通常の民事裁判において、しばしば、争点とはあまり関係がないと思える人格的な攻撃が当事者間で繰り返られることがある。そのような行為も相手方の主張・供述の信用性に疑問を呈するという意味では、全く無意味ではないこともある。しかし、スポーツ仲裁で当事者となる選手と競技団体は、スポーツ仲裁手続が終わった後も選手が競技生活を続ける限り、両者の関係は完全に切れることがない。競技者側にとっては、仮に仲裁で負けてオリンピックの代表になれなかったとしても四年後には再びチャンスが訪れるし、一方、競技団体にとっても仲裁で争った選手であって

も申立人が貴重なトップアスリートの一人であることには変わりない。これは、私の個人的な見解であるが、代理人弁護士としては、仲裁判断で勝訴することはもちろん大切なことであるが、だからといって、手段を選ばず、相手方を誹謗・中傷するような言動や争点とはあまり関係ない事実を暴露するような手法は避けるべきであると考ええる。

## 2 競技内容の知識

普段の訴訟活動においても、法律以外の専門知識が必要となることはよくあることである。今回のスポーツ仲裁においては当然ながら馬術競技の知識が不可欠であった。私自身一八年の馬術歴があるが、障害飛越競技は、ルール自体も複雑であるうえ、たとえば同じ高さの障害であっても色や形・配置場所が異なれば飛越の難易度が全く異なるなど、感覚的な部分が大きく影響することや選手のみならず馬の性格、経験、能力も競技成績に大きく影響してくるため代表選考の過程は他の競技と比較しても複雑にならざるを得ない要素を内包している。通常の裁判であっても、たとえば耐震補強工事に関する民事訴訟であれば一級建築士の方に話を聞いたり、薬物を使った殺人の刑事事件であれば医師に話を聞くなどして準備することはありうることであるが、今回の事案ではそのような調査活動をする時間的余裕が全くなく、思わぬところで馬術の知識と経験が役に立った。

## 3 マスコミ対策

当事者にとっては世論が仲裁判断へ従うことへの力となっていることを考慮すればスポーツ仲裁が機能していく上でマスコミは重要な役割を担っているといえる。実際、馬術事案においてマスコミの仲裁事案に対する関心は驚くほど高かった。普段はほとんどマスコミに取り上げられることのない馬術であるが、仲裁に関しては私の知っている限りで一四もの新聞記事が掲載された。仲裁判断の翌日には、馬術事案について社説で取り上げていた新聞もあった。

ただ、審問前日、当日には馬術の代表選出に関連して誤解を招きやすい記事や事実無根の記事が掲載されるという事態が起った。仲裁結果についても「申立て棄却。被申立人に五五万円の支払命令。」と事実のみを客観的に伝える記事は少なかった。普段何気なく読んでいた新聞記事も、自分が当事者代理人の立場で読んでみると、記事がいかに主観的に書かれているかがよく分かった。

## 4 記者会見や意見表明

馬術の事案では、申立人の選手と代理人が審問直後に記者会見を開き、NHKニュースや新聞などで大きく取り上げられた。

記者会見を開くこと自体はもちろん何ら問題はないが、審問の内容が非公開である以上、審問中のやり取りなどの中身に触れる



ことはできないため注意が必要である。

## ―― おわりに

馬術事案でJ S A Aのスポーツ仲裁を利用し、私としてはJ S A Aが健全なスポーツ発展という目的のため、公正な仲裁を行っていただけの機関であると感じた。また、馬術事案の手続中、おそらく相当の犠牲を払って短期間での解決に尽力してくださった仲裁人の先生方やJ S A A関係者の方々には本当に感謝している。

J S A Aはその存在自体が競技団体に多大な影響を与えていると感じるし、逆に、選手にとっては国内にJ S A Aのような仲裁機関が存在することが大きな安心につながっていると思う。

二〇〇八年の北京オリンピックに向けて、選手の活動も、競技団体の動きも活気を増してきている。不幸にも選手と競技団体の間で紛争が発生し、代理人としてその解決策を検討する場合にはスポーツ仲裁手続は、問題解決のために検討されるべき手段のひとつであると考ええる。

